

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和五十六年厚生省告示第十六号）抄

改正後

<p>第一 構造設備に関する基準</p> <p>一 (略)</p> <p>1 主要構造部等（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構部並びに当該使用室を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）は、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）は、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。）を用いた構造とすること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 内部の壁、床その他放射性同位元素（その他の種類が、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号、以下「規則」という。）別表第三に定める数量及び濃度を超えるものに限る。以下同じ。）によって汚染されるおそれのある部分は、突起物くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとすること。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>四 検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄施設（以下「廃棄施設」という。）の構造設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第一 構造設備に関する基準</p> <p>一 (略)</p> <p>1 主要構造部等（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構部並びに当該使用室を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）は、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）は、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。）を用いた構造とすること。ただし、別表第一に定める数量以下の検体検査用放射性同位元素を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 内部の壁、床その他放射性同位元素（その他の種類が、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号、以下「規則」という。）別表第三の上覧に掲げるものであって、その種類につき、それぞれ同表の中欄又は下欄に定める数量及び濃度を超えるものに限る。以下同じ。）によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものとすること。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>四 検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄施設（以下「廃棄施設」という。）の構造設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>1～2 (略)</p>
--	--

3 放射性同位元素によって汚染された空気を廃棄する施設にあつては次に定めるところに適合する排気設備（排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等放射性同位元素によって汚染された空気を排気し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、作業の性質上排気設備を設けることが著しく困難である場合であつて、放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのないときは、この限りでない。

一（五）（略）

4（六）（略）

第二（略）

第三（略）

第三（略）

1 放射性同位元素の種類（別表第一に掲げるものをいう。2及び3において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に依りて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度

2（略）

3 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第一の第三欄又は第四欄に掲げる排液中若しくは排水中の濃度又は排気中若しくは空気中の濃度（それぞれ当該排液中若しくは排水中の又は排気中若しくは空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの

4 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあつては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に依りて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度

二（略）

1 放射性同位元素の種類（別表第一に掲げるものをいう。

3 放射性同位元素によって汚染された空気を廃棄する施設にあつては次に定めるところに適合する排気設備（排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等放射性同位元素によって汚染された空気を排気し、又は浄化する一連の設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、別表第一に定める種類につきそれぞれ同表に定める数量以下の検体検査用放射性同位元素を使用する場合であつて、放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのないときは、この限りでない。

一（五）（略）

4（六）（略）

第二（略）

第三（略）

第三（略）

1 放射性同位元素の種類（別表第二に掲げるものをいう。2及び3において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に依りて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度

2（略）

3 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第二の第三欄又は第四欄に掲げる排液中若しくは排水中の濃度又は排気中若しくは空気中の濃度（それぞれ当該排液中又は排水中の又は排気中若しくは空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの

4 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二に掲げられていない場合にあつては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に依りて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度

二（略）

1 放射性同位元素の種類（別表第二に掲げるものをいう。

2及び3において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、別表第一に掲げる放射性同位元素の種類に  
 応じて第二欄に掲げる濃度

2 (略)

3 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあっては、別表第二の第二欄に掲げる濃度(該当空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち最も低いもの

4 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあっては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる濃度

三から五 (略)

六 第二の六の5並びに第二の八の2及び3に規定する表面密度限度は、別表第三の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる密度とする

七、八 (略)

削除

2及び3において同じ。)が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、別表第二に掲げる放射性同位元素の種類に  
 応じて第二欄に掲げる濃度

2 (略)

3 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあっては、別表第三の第二欄に掲げる濃度(該当空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち最も低いもの

4 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあっては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる濃度

三から五 (略)

六 第二の六の5並びに第二の八の2及び3に規定する表面密度限度は、別表第四の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる密度とする

七、八 (略)

別表第一(第一の一及び四関係)

主要構造部等を耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすることを要しない検体検査用放射性同位元素並びに排気設備を設けることを要しない検体検査用放射性同位元素の種類及び数量

種類	主要構造部等を耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること を要しない場合	排気設備を設けることを要しない場合の数量
ストロンチウム90及びア	3.7メガベク	370キロベク

別表第一 (第三関係)  
(略)

物理的半減期が30日以下の放射線を放出する同位元素(ふっ素18、クロム51、ゲルマニウム71及びタリウム201並びにアルファ線を放出するものを除く。)並びにいおう35、鉄55及び鉄59 水素3、ベリリウム7、炭素14、ふっ素18、クロム51、ゲルマニウム71、及びタリウム201	370メガベクレル	37メガベクレル	ルファ線を放出する同位元素
	3.7ギガベクレル	3.7メガベクレル	物理的半減期が30日を超える放射線を放出する同位元素(水素3、ベリリウム7、炭素14、いおう35、鉄55、鉄59、及びストロンチウム90並びにアルファ線を放出するものを除く。)
備考 検体検査用放射性同位元素の種類が2種類以上の場合については、この表の左欄に掲げる放射性同位元素のそれぞれの数量のこの表の中欄に掲げる数量に対する割合の和が1となるような検体検査用放射性同位元素の数量とする			

別表第一 (第三関係)

別表第二 (第三關係)  
(略)  
別表第三 (第三關係)  
(略)

(略)  
別表第二 (第三關係)  
(略)  
別表第三 (第三關係)  
(略)